

令和3年度第10回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年1月5日(水)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第70号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第71号 農地の転用の許可の申請について

議案第72号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第73号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第74号 非農地交付申請について

議案第75号 農用地利用集積計画について

議案第76号 農用地利用配分計画案について

議案第77号 農用地利用計画変更について

報告

報告第41号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第42号 現況証明願について

報告第43号 農地の転用のための届出の受理について

報告第44号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第45号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄

7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑

11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、14番 内藤 六市

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享

28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人

32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春

36番 三浦 弘正、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子

(農地利用最適化推進委員)

37番 舩 憲明

## 5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ  
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平  
農務課 副課長 杉山 聡、主任主査 倉田 和彦  
主査 伊藤 輝、主査 豊田 明都、主事 畔柳 雄基

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は1番の石川 修次委員、2番の河内 小枝子委員、37番の舩 憲明委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは3番の木俣 壽人委員と4番の酒井 功二委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第70号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：初めに申請番号30番の申請につきまして、申請者から取下願書が提出されたため申請番号30番は取下げになりましたことを報告いたします。（続いて農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った。）

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

酒井（誠） 委員：29番 調査日令和3年12月23日。この議案は、2筆に分かれている田の1筆を農地が整備された時から譲受人に耕作をしてもらっていて、面積も小さく農業機械も無いのでこのまま頼み続けるより全部売却したいというものです。申請者の氏名は別紙議案書のとおりです。当事者の合意はできております。譲受人がすべての農地を耕作すると認められます。譲受人の取得後の面積は30a以上あり、取得理由は適です。貸し農地または不耕作地の有無ですが、山の中にイノシシが荒らして耕作できない田が1枚ありましたが今年栗の木を植えて対応を完了したとのこと。自宅から近く通作距離は適当です。農業生産も低下しませんので、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：31番と32番は同一申請者であるため一緒に報告いたします。調査日令和3年12月24日。本議案は、祖父から孫への譲渡と使用貸借の契約です。譲受

人は認定農業者で露地野菜を中心に多く耕作をされている方で、相続を考えてのものではないかと感じています。調査項目は何ら問題無く、そのまま権利だけを孫に譲るといことですので、31番及び32番ともに調査員総合意見としては可といたします。

柴田（重） 委員：33番 調査日令和3年12月24日。本議案は、譲受人が経営規模拡大のために自身が耕作している農地の隣地を買い取りたいというものです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、不耕作地及び貸し農地がないことを確認しています。取得理由は適。耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めて全ての農地を耕作すると認められます。申請地の取得後は野菜を栽培する計画とのこと。現在の状況からして特に問題は無いと思います。その他調査項目において問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（春） 委員：34番 調査日令和3年12月28日。本議案は、譲渡人が高齢になって跡継ぎもいないため営農が困難となり売却したいというものです。譲受人の自宅から4km15分程度の位置にあり譲り受けて規模拡大を図りたいということです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、不耕作地及び貸し農地がないことを確認しました。また耕作機械も大型のものが揃っています。今回取得する農地も全ての農地を耕作すると認められます。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：35番 調査日令和3年12月24日。本議案は、農業協同組合が新規就農者を育成するための生産拠点として利用するために申請がされたものです。5年間継続して借り受けるという申請です。申請地は農業協同組合本店のすぐ隣にあり、現地確認をして特に問題が無いことを確認しました。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：36番 調査員の拙委員が本日欠席されているため、38番の山内が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は12月20日となっております。この申請は、岡崎市空き家バンクに掲載された空き家を購入して隣接地にある農地を購入したいというものです。申請書記載事項の真否は真、当事者において合意ができており、譲受人が耕作することが確実と認められ、下限面積以上耕作すると認められます。譲受人の貸農地又は不耕作地は無し。地域農業との調和が図られ支障は無し。効率的に耕作ができる状況であり譲受後において農業生産は低下しません。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

加藤（健） 委員：番号36番は空き家に隣接する農地の購入ですが、空き家と農地が離れている場合は購入することは可能でしょうか。

事務局：空き家に付随する農地として取得できるのは徒歩で通作可能な農地で、空き家

から 1 k m以内にあることを許可基準としています。

加藤(健) 委員:空き家の所有者と農地の所有者は同一名義であることが必要ですか。

事務局:同一であることが必要です。

酒井(功) 委員:35番の件で私からのお願いになりますが、大変良い事だと思いますのでどうかこういった事業が本格的に新規就農者の受け皿、教育として進んでいくよう、農協と市の行政と一体となって強く推し進めて頂き、1人でも2人でも新しい就農者ができるよう努めて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

会長:他に御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長:賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第71号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

中根 委員:申請番号17番 調査員の石川委員が本日欠席されているため、23番の中根浩司が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は12月23日となっております。この申請は、現在住んでいる住宅に息子夫婦が同居することになったが手狭であるため、隣接地である申請地に住宅を増築したいという申請になります。申請地はすでに一部駐車場及び物置に利用してしまっており、始末書が添付されています。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

木俣 委員:申請番号18番 調査年月日は令和3年12月28日。本議案は、申請地を相続で取得したが遠方に住んでいて管理が出来ず、周囲も山林化していることから植林をして山林として管理をしていきたいというものです。申請者は遠方に住んでいて近くに来ることも無く、確かに管理はできないという状況です。申請地

の状況は山林化しています。調査項目に全く問題は無いと思います。万一周辺農地に被害を及ぼしたときは責任をもって対処すると周辺農地の方には説明済みとのことです。よって、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 72 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：初めに申請番号 90 番の申請につきまして、申請者から取下願書が提出されたため申請番号 90 番は取下げになりましたことを報告いたします。(続いて農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 9 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号 87 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 24 日。本議案は、申請人が暮らしている賃貸住宅が手狭になったため祖父が所有する申請地に分家住宅を建築するものです。申請地の状況は畑となっていますが、第 3 種農地の市街化著しい農地で、近隣耕作者、土地改良区等の関係者に聞き取り調査を行い、周囲は市道と宅地に囲まれていて地域農業への影響等調査事項に問題は無いことを確認しています。その他問題となる点もありませんでした。よって、調査員総合意見として可といたします。

申請番号 88 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 25 日。本議案は、申請人が暮らしている賃貸住宅が手狭になったため、親が所有する申請地に分家住宅を建築するものです。本件は 10 月総会の農用地利用計画変更に関係した案件です。申請地の状況は田となっていますが、近隣耕作者、土地改良区等の関係者に聞き取り調査を行い、周辺農地への影響ほか調査事項は問題無いことを確認しています。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見として可といたします。

鈴木 (要) 委員：申請番号 89 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 30 日。本議案は、母の所有している土地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への

影響、被害防除等問題無いことは近隣の耕作者等に聞き取りをして確認しています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見として可といたします。

羽根田 委員：申請番号 91 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 24 日。本議案は、賃貸住宅に住んでいる譲受人が、住居が手狭になったため分家住宅を建築したいという申請になります。両親には分家住宅を建てられる土地が無く、親から援助を受けて申請地を取得するものです。申請地の現状は田ですが水を入れなくて畑として使っている状況です。汚水と排水は整備されており問題無いと思います。その他の調査項目は問題無いと思いますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

申請番号 92 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 25 日。本議案は、前に農用地から除外した時の状況と同じですが、クリニックの駐車場が不足しているため隣接地を駐車場として使いたいというものです。申請地は市街化区域に隣接していて周辺農業に対する悪影響は無いと判断しました。よって、調査員総合意見として可としたいと思います。

中野 委員：申請番号 93 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 24 日。本議案は、町内会公民館が行事の度に駐車場が不足しているため、譲渡人が隣の畑を寄付して駐車場にしたいというものです。集落内の畑ですので他の農業に対する影響も無く、駐車場にすることで今後の行事に差し支えなくなると思います。他に問題となる点はありませんので、調査員総合意見は可としたいと思います。

新實 委員：申請番号 94 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 24 日。本議案は、賃貸住宅に家族 3 人で生活している譲受人が、生活に手狭で不都合であるため申請地に分家住宅を建築したいものになります。申請地は祖父の所有地です。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等が無いことを確認しています。よって、調査員総合意見として可といたします。

申請番号 95 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 23 日。本議案は、申請地付近で住宅が不足しているため、分譲宅地として有効利用するとともに分譲地販売で事業収益獲得を図りたいという申請で、7 区画に整地して分譲するものです。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等が無いことを確認しています。よって、調査員総合意見として可といたします。

申請番号 96 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 24 日。本議案は、賃貸住宅に住んでいる譲受人が、住居が手狭であるため両親から土地の提供を受けて申請地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等が無いことを確認しています。よって、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 73 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

小野 委員：申請番号 14 番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、20 番の小野が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 12 月 27 日となっております。申出事由発生者が怪我をして農業に従事することができなくなったことにより申請がされました。申請者本人等に聞き取りを行ったところ、対象者の方は、経営主として耕作を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

浅岡 委員：申請番号 15 番 調査年月日令和 3 年 12 月 28 日。申請者は 83 歳と高齢で夫に先立たれどうしても農業を続けることができなくなり、子供は 2 人いますが県外在住で全く農業はしていない状況でこのような申請がされました。申請者は他に多くの農地を所有していますが今回は生産緑地 3 筆の申請です。特に問題は無いと思いますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 74 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

木俣 委員：19番 調査年月日は令和3年12月28日。申請地は山間の洞のような場所で、両側から山林が迫っている土地で現況は雑木、竹が繁茂している状況です。人力又は農業機械による耕起整地ができかねる場所で再生が困難であると見受けられました。復元をしても周囲の状況から見て継続して農地として利用することはできないと思われまます。地域農業への影響はありませんので、調査員総合意見は可としたいと思います。

太田 委員：20番 調査年月日は令和3年12月22日。現地で確認したところ山林化しており、今後農地として利用することは不可能である状況です。よって、調査員総合意見は可とします。

柴田(亨) 委員：21番 調査年月日は令和3年1月2日。申請地は昭和60年頃から山林化が進み人力又は農業機械による耕起整地ができない土地で、申請地及び周辺が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難と思われまます。地域農業への影響は無くその他注意事項もありません。よって、調査員総合意見は可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものいたします。次に議案第75号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って24件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。



(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 76 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 77 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 27 日。本議案は、申請人が暮らしている賃貸住宅が手狭になったことから、親が所有する申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は田となっていますが、近隣耕作者、土地改良区等の関係者に調査をしましたが、周辺農用地との一体利用への影響ほか調査事項には問題なことを確認しています。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見は承認としたいと思います。

申請番号 2 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 25 日。本議案は、市外の賃貸住宅で暮らしている長男が親の自宅の近くで分家住宅を建築したいというものです。申請地の状況は田となっていますが、近隣耕作者、土地改良区等の関係者に調査をしましたが、周辺農用地との一体利用への影響ほか調査事項に問題無いことを確認しています。今の親の家と一緒に暮らすことはできないかと尋ねたところ、市が指定する土砂災害の危険地域であるため申請地に建てたいとのことでした。その他問題となる点はありませんでした。よって、調査員総合意見は承認としたいと思います。

鈴木(要) 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 3 年 12 月 30 日。周辺農用地との一体利用への影響は無いと思います。現地は圃場整備が終わっている所で、給排水

は独立していますので用排水への影響は問題無いと思います。今後の事業実施の予定はありません。留意事項は歩道を横切って駐車場に出入りするため交通安全に注意してほしいと思います。よって、調査員総合意見は了承としたいと思います。

羽根田 委員：申請番号4番 調査年月日は令和3年12月26日。本議案は、分家住宅の建築のため農用地利用計画の変更をしたいという申請です。申請地の斜め向かいが申請者の本宅で、両親と長女が1棟ずつ家を建てて住んでいてこれ以上本家の敷地に建てることは無理なので、斜め向かいの申請地を利用したいということです。申請地の現況は畑ですが、污水管が通っており雨水は側溝へ流すということです。農業への影響は無いと思います。よって、調査員総合意見は了承としたいと思います。

中野 委員：申請番号5番 本議案は、分家住宅を自宅の敷地内に建築するものですが、建てる敷地が少し畑にかかってしまうということで、ほんの少しで他に影響もありませんので、調査員総合意見は了承としたいと思います。

八田 委員：申請番号6番 調査年月日は令和3年12月23日。本議案は、製造業の会社が工場を建築したいというものです。周辺農用地との一体利用への影響は無し。用排水への影響は無いと思われまます。今後の事業計画ですが、3月10日頃に農地転用の申請をして整地を6月くらいから始めたいということです。留意事項は特にありません。よって、調査員総合意見は承認といたします。

新實 委員：申請番号7番 本議案は、仕事が増えて駐車場並びにレンタル機械の置場が手狭になったため、畑を駐車場として利用したいということで申請がされました。特に問題は無いと思いますので、調査員総合意見は承認といたします。

早川 委員：申請番号8番 調査年月日は令和3年12月24日。本議案は、今の工場が手狭で生産効率が悪く、安全性の確保が十分できない状態で駐車場も確保できないことから、工業団地の隣地に工場を建てたいということで申請がされました。農業への影響が無いようしっかりと聞いていますので、調査員総合意見は承認といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によら

ない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	8件
現況証明願について	3件
農地の転用のための届出の受理について	1件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	24件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 26 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（3番）

岡崎市農業委員会委員（4番）